

| | |
|-------------|-----------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | 資料5-7 |
| 提出年月日 | 令和5年6月14日 |

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第58条 計装設備)

| ID | No | コメント内容 | ヒアリング日 | 対応状況* | 回答完了日 | 回答概要 | 資料反映箇所 | 積み残し事項の回答予定時期 |
|-----------|----|---|---------|-------|------------------|---|--|---------------|
| 230301-42 | 1 | 58-19) 使用済燃料ピット水位 (AM用) 等の設置場所を「燃料取扱棟内に設置」と記載しているが、建屋名をどの程度のメッシュで記載するのが適切なものか (原子炉建屋または燃料取扱棟)、先行プラントの記載も踏まえて説明すること。 | R5.3.1 | 回答済 | R5.4.11 ヒアリング | 使用済燃料ピット水位 (AM用) 等の監視設備を設置している建屋名については、設置許可基準規則第16条における整理結果及び先行プラントの記載も踏まえ「燃料取扱棟」とする。(伊方3号炉と同様) | — | — |
| 230411-14 | 2 | 58条コメント回答230301-42) 「燃料取扱棟」の表現は6条竜巻を含めた条文間で統一できていることを網羅的に確認すること。 | R5.4.11 | 本日回答 | | 原子炉建屋は、原子炉格納施設、燃料取扱棟及び周辺補機棟で構成されており、設備の設置場所を記載する場合等、特定して書き分ける場合は、「原子炉格納施設」、「燃料取扱棟」、「周辺補機棟」と記載する。 原子炉格納施設のうちでもさらに限定又は特定して記載する必要がある場合は、「原子炉格納容器」、「外部遮へい」、「内部コンクリート」、「アニュラス部」と記載する。 建屋内の区分を特定して書き分ける必要がない場合は「原子炉建屋」と記載する。 6条竜巻では、構造健全性評価の観点から外殻となる建屋名称を記載した上で書き分ける必要があるため、「原子炉建屋 (外部遮へい建屋)」、「原子炉建屋 (周辺補機棟)」、「原子炉建屋 (燃料取扱棟)」と記載する。 | 【本体】 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】 (SA58 r.8.0)』 p.58-9~11 p.添58-10~12,14~17,21,26,27,34~37 資料5-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.8.0)』 ■58-1「SA設備基準適合性一覧表」 p.58-1-11,12,26~29,31,41,42,44~50 ■58-2「配置図」 p.58-2-1~3 ■58-8「主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について」 p.58-8-102,103 ■58-9「可搬型計測器及び可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) について」 p.58-9-4 ■58-1「0主要パラメータの耐環境性について」 p.58-10-6~10 ■58-14「「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表」 p.58-14-11 【比較表】 資料5-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表【58条】 (SA58-9 r.7.0)』 p.58-16,19,20 p.添58-11~13,15~20,24,32,38~42 資料5-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r.7.0)』 ■58-1「SA設備基準適合性一覧表」 p.補58-1-11,12,26~29,31,41,42,44~50 ■58-2「配置図」 p.補58-2-1~3 ■58-8「主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について」 p.補58-8-96,97 ■58-9「可搬型計測器及び可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) について」 p.補58-9-4 ■58-10「主要パラメータの耐環境性について」 p.補58-10-5~9 ■58-14「「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表」 p.補58-14-7 | |

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

| ID | No | コメント内容 | ヒアリング日 | 対応状況* | 回答完了日 | 回答概要 | 資料反映箇所 | 積み残し事項の回答予定時期 |
|-----------|----|--|-----------|-------|-------|---|--------|---------------|
| 230411-17 | 3 | 全般) 設置する階層, 取付箇所の表現 (「階」or T.P.) を, 資料全般にわたり確認し記載方針を説明すること。 | R5. 4. 11 | 本日回答 | | <p>工事計画認可申請書での表現に合わせ, 設置する階層, 取付箇所の表現を「階」ではなく「T.P.」で記載する方針に統一した。</p> <p>【本体】 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】 (SA58 r. 8. 0)』 p. 添58-10~13, 21</p> <p>資料5-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 8. 0)』 ■58-2「配置図」 p. 58-2-1~12 ■58-8「主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について」 p. 58-8-102, 103 ■58-10「主要パラメータの耐環境性について」 p. 58-10-7~10 ■58-14「「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表」 p. 58-14-11~20</p> <p>【比較表】 資料5-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】 (SA58-9 r. 7. 0)』 p. 添58-13, 14, 24</p> <p>資料5-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. 7. 0)』 ■58-2「配置図」 p. 補58-2-1~3, 5~13 ■58-8「主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について」 p. 補58-8-96, 97 ■58-10「主要パラメータの耐環境性について」 p. 補58-10-6~9 ■58-14「「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表」 p. 補58-14-7~16</p> | | |

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

| ID | No | コメント内容 | ヒアリング日 | 対応状況* | 回答完了日 | 回答概要 | 資料反映箇所 | 積み残し事項の回答予定時期 |
|-----------|----|--------------------------------------|-----------|-------|-------------------|---|--|---------------|
| 230411-23 | 4 | 本体 添58-68) 管理事務所の耐震性について確認の上、説明すること。 | R5. 4. 11 | 回答済 | R5. 6. 6 ヒアリング | <p>【『泊発電所3号炉 ヒアリング コメント回答リスト (第35条 通信連絡設備)』にて記載】</p> <p>前回提出した資料においては、耐震性を確保している3号炉原子炉補助建屋内に非耐震の管理事務所が収容されている様に記載されておりましたが、それぞれ別の建物ですので、記載のレイアウトを3号炉原子炉補助建屋と管理事務所に分けることで記載の適正化を図りました。</p> <p>62条の適合性の観点では、管理事務所を通る通信ラインにて、有線系回線による発電所外へのERSS伝送は、耐震性を有する衛星アンテナ・衛星系回線により耐震性を確保しております。</p> <p>また、本店へのプラントパラメータ共有については、有線系回線(非耐震)・衛星系回線(耐震)からデータ送信している統合原子力防災ネットワークを介して、ERSS伝送パラメータを監視することが出来る端末を本店に別途配備していることから、重大事故時においても本店でプラントパラメータを確認できる設計としております。</p> <p>さらに、耐震性を確保した衛星電話設備(FAX)にて本店へのパラメータ共有が行える設計としており多様性を有する設計としております。</p> | <p>【35条修正分】 (R5. 6. 6) ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)』 p. 35-48, 59 (他, 35-83, 91, 112, 113)</p> <p>(R5. 6. 6) ヒアリング 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)』 例) p. 35条-19, 28 (他, 35条-参考-15, 22, 38)</p> <p>【62条修正分】 (R5. 6. 6) ヒアリング 資料2-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 3. 0)』 p. 62-補足-54, 81, 96</p> <p>(R5. 6. 6) ヒアリング 資料2-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 8. 0)』 p. 62-3-14, p. 62-4-8 p. 62-5-12 (他, 62-8-8, 17, 32, 39, 55)</p> <p>【技術的能力1. 19分】 (R5. 6. 6) ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r. 8. 0)』 p. 1. 19-69, 84</p> <p>(R5. 6. 6) ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r. 8. 0)』 p. 1. 19-41, 52</p> | |

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。